



- P 2-3 令和5年度 決算概要
- P 4-15 9月定例会 一般会計補正予算等
16議案について審議／他
- P 16 地域おこし協力隊の紹介／他
- P 17 ジェネリック医薬品を利用しよう／他
- P 18 柔道整復師・鍼灸師等にかかる時の注意／他
- P 19 敬老会／他
- P 20 杉っ子だより

[今月の表紙]

9月13日に敬老会が開催されました。

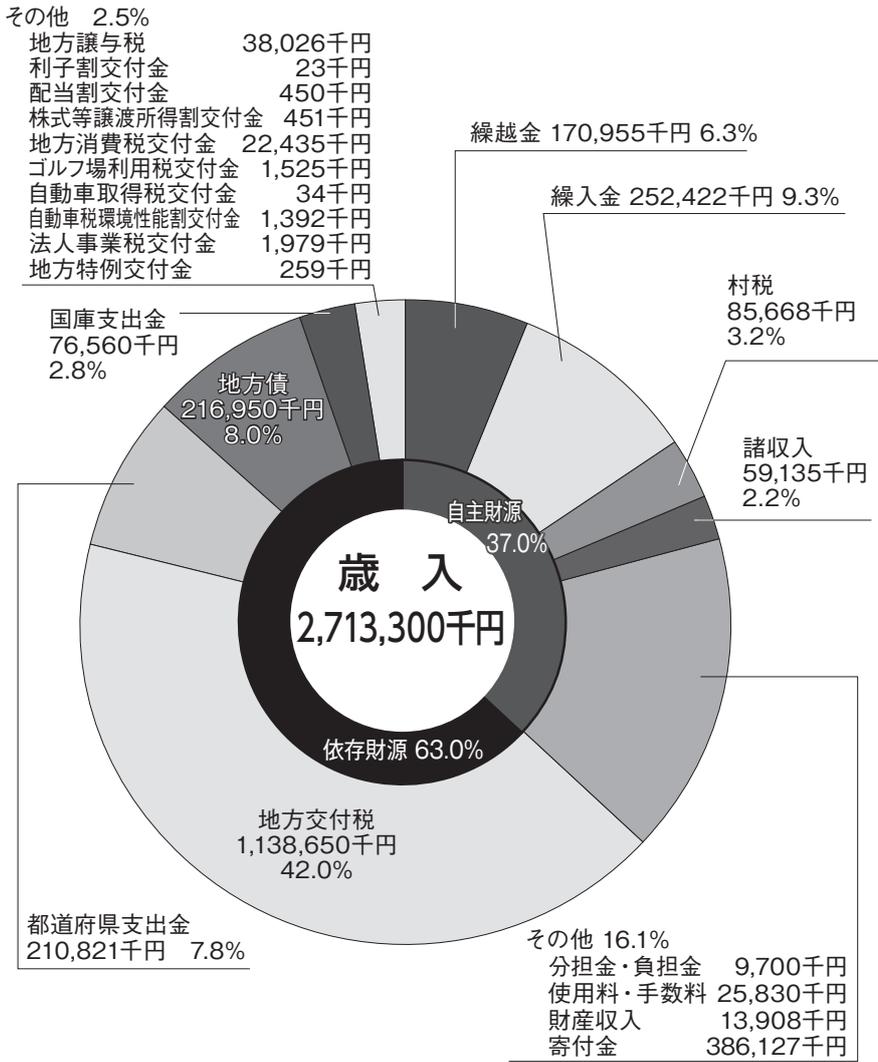
[詳細は19ページ]

25億1,785万円

令和5年度の一般会計及び6特別会計の決算が9月定例村議会で認定されました。

一般会計と6特別会計の歳出総額は29億3,900万余で前年対比4.4%の増となりました。

ここで、村の会計簿であり、村づくりの記録でもある令和5年度普通会計（一般会計と村営バス特別会計）の決算概要をお知らせします。



まず、歳入の状況をみますと、依存財源の比率は63.01%で、このうち地方交付税が全体の42.0%（対前年比1.1%減）、国庫支出金が2.8%（対前年比44.0%減）、県支出金が7.8%（対前年比67.5%増）となっています。自主財源の比率は36.99%でこのうち村税は3.2%となっています。

次に歳出ですが、性質別にみますと、普通建設事業費21.1%（対前年比52.3%増）次いで物件費20.3%（対前年比14.2%減）積立金が17.6%（対前年比19.4%増）補助費が11.5%（対前年比2.0%増）となっています。

次に主な事業内容ですが、林道開設事業1億3,231万円余（林道新井小

柄線開設等5路線改良舗装事業、令和4年度からの線越分、調査委託、設計監督含む）、村営住宅建設工事1億95万円（測量設計等含む）5年度決算分のみ）、ふるさと納税事務委託費9,287万円余などとなっています。

◇一般会計・特別会計収支の状況 (単位：金額=千円、率=%)

	予算現額	収入済額	対前年比	支出済額	対前年比	差引
一般会計	3,332,835	2,698,205	8.2%	2,502,752	7.8%	195,453
バス会計	20,045	19,020	11.2%	19,020	11.2%	0
線入金調整		-3,925	55.2%	-3,925	55.2%	0
普通会計		2,713,300	27.2%	2,517,847	7.7%	195,453
国保	102,870	83,365	-24.8%	83,352	-24.8%	13
簡易水道	58,845	56,587	-3.4%	56,194	-4.1%	393
下水道	67,820	66,358	-4.5%	57,784	-16.8%	8,574
介護保険	222,584	244,597	2.1%	207,682	-6.5%	36,915
後期高齢者	17,400	16,703	-1.1%	16,703	-1.1%	0
合計	3,822,399	3,180,910	21.0%	2,939,562	4.4%	241,348

決算概要 令和5年度

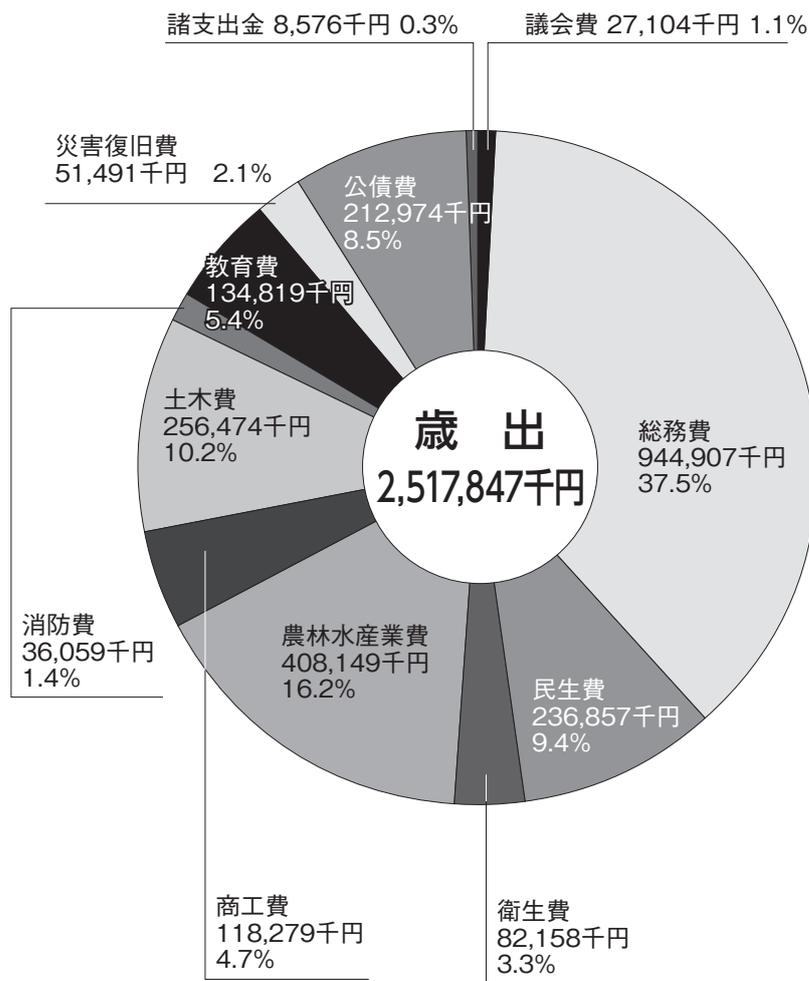
普通会計の歳出総額



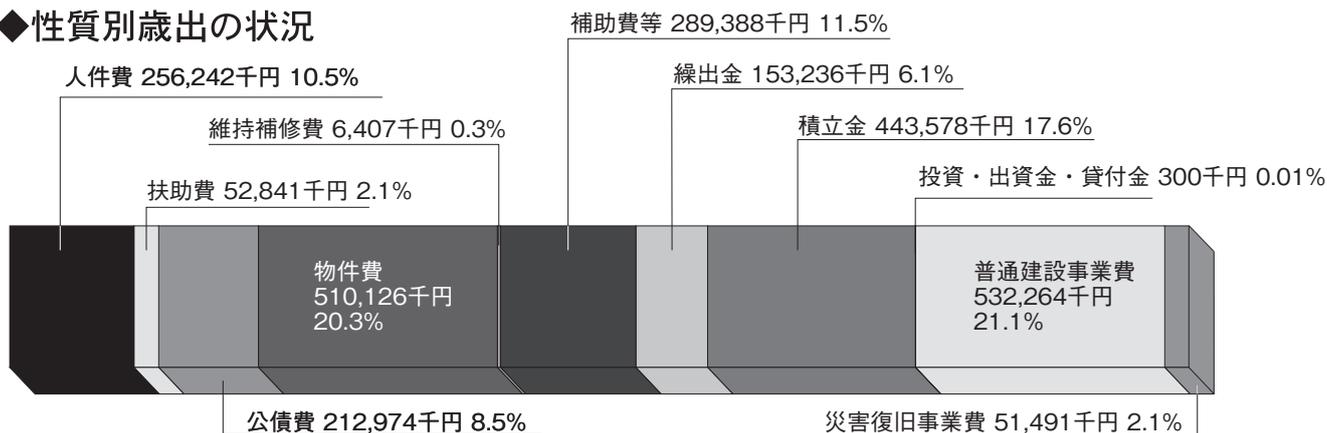
林道洞中線



桃田橋



◆性質別歳出の状況



一般会計補正予算等

16議案について審議

9月18日・20日に、9月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

◆片桐紳一郎議員

村長就任の挨拶の中で、「安全、安心な暮らしの実現とあり、近年、世界各地で災害が頻発化かつ激甚化しており、当村でも災害への対策は喫緊の重要課題であります。」と村長は述べております。そこで、安全、安心な暮らしに向けて2点質問します。

●防犯カメラの設置について

まず1点目、防犯カメラの設置についてです。令和元年12月議会で、ある議員から、公共施設への防犯カメラの設置状況、取り組み状況はどうかという質問がありました。その時は、様々な状況を踏まえ、関係機関とも連携し、情報を共有しながら設置等についても検討していきたいという答弁でありましたが、この質問からは5年が経過しました。今年この地区懇では、防

犯カメラの設置について村

はどう考えるか、住民から質問がありました。地区懇の時は、村としては設置が難しいという回答であったかと思えます。現在の当村の状況は高齢化が進んでおり、高齢者の単独行動による事故や犯罪に遭うリスクが高い。人口減少により人手が足りず、従来の防犯体制が維持できない。山間部という地理的条件から緊急時の対応が遅れる可能性がある。また、消防詰所2か所から発電機が盗まれたとも聞いております。このような状況の中、防犯カメラの設置については、村は難しいから行わないという方向なのか、それとも設置に向けての前向きな検討をしているのかお伺いします。

総務課長

防犯カメラの設置について、初めにこれまでの経過について簡単に説明させていただきます。時期は定かではありませんけれども、以前、公の機関から防犯カメラ設置につい

て打診があり、関係する住民の方に意見を聞いたところ、監視されるようで心配だという意見があり、設置にならなかつたということがありました。それ以降、村では具体的に防犯カメラ設置について検討するという機会がありませんでしたが、昨年、飯田市の電気設備会社から防犯カメラ付き防犯灯の寄贈のお話をいただき、その1台につきまして、保育所前の防犯灯をカメラ付き機能の防犯灯に変えたという経過があります。防犯カメラ設置についての村としての方向でございますが、現状では具体的に設置を検討するという状況にはなっておりませんけれども、今お話がありましたように、今年この地区懇談会

という点からも慎重に検討する必要がありますと考えております。

議員

保育所の方への防犯カメラの設置という話でしたけれども、今後のことですけれども、プライバシーが大前提になっていて検討の余地はあるという答弁であると、プライバシーが最重要で、防犯的な件に関してはもう今後は検討していかないという捉えでよろしいでしょうか。

総務課長

状況を見ながらになるかと思いますが、当然、防犯という面では必要かと考えておりますので、関係のご意見をいただきながら、防犯上必要であるという判断ができれば設置していきたいと考えてます。

議員

防犯上設置であればということでしたけれども、どのような状況の時に防犯上設置であるという風にお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

総務課長

今後また地区懇談会等含めて、住民の方のご意見をいただく中で判断していきたいと考えてます。

議員

プライバシー等に関するいろいろな考えなければならぬということもあるかと

思いますけれども、やはり前向きな検討の方をお願いしていきたいなと私は思っております。

続いて、その防犯カメラの設置については様々なメリットやデメリット、今もありませんけれども、あると思います。村としては、その防犯カメラのメリット、デメリットを具体的にどのように考えているのでしょうか。

総務課長

防犯カメラ設置のメリット、デメリットにつきましては、一般的な内容になるかと思いますが、デメリットとして、犯罪の記録が可能な点、デメリットといたしましては、今お話しておりましたけれども、プライバシーを侵害する恐れがあるということだと考えております。

議員

防犯カメラの設置のメリットとして、今言われたこと以外には、例えば住民の、子どもの安全確認であるとか高齢者の見守りなど様々な用途にも活用ができるのではないかと、そんなふうにご考えております。もちろん、デメリットとし

ては、プライバシーだけでなく費用の負担が相当ある。もちろん経済的な負担が大きくなる可能性が相当あるんじゃないかなと私も思います。あとは、先ほどからも出ております監視社会への懸念ですよね。監視社会になることへの懸念があるんじゃないのかなと、そんなようなこともありませうけれども、ただ、近隣の様子ですけれども、安城市では将来的な防犯カメラ整備事業として、令和3年度に整備済みの100台に加え、5年度より令和9年度までで毎年100台ずつ、5年間で500台、最終的に600台を整備する計画であると聞いております。

また、安城市に隣接する刈谷市と岡崎市では、それぞれ1000台を超える公設カメラが整備され稼働中であり、両市に挟まれた安城市は、防犯力が手薄となり、犯罪を企てるものから狙われやすい地域であると言えます。そんな状況の中での整備だそうです。豊根村、根羽村とはほぼ同規模なんですけれども、豊根村では、ちょっと古いですが、平成25年の訓令で防犯

カメラの管理及び運用に関する要綱があります。犯罪の予防や抑止を目的とし、特定の場所に継続的に設置しています。道路防犯カメラとして、各地区主要幹線道路5カ所、事業所防犯カメラとして各事業所に無償貸与されており、31箇所設置されており、阿智村においては、村の施設を利用するものの安全を確保及び施設の適正な管理、もって安心して安全に暮らせる村の推進を図ることを目的とし、村が施設等に固定して設置する野外カメラがあります。設楽町では、自主防犯活動促進事業費補助金として4分の3を補助しております。そこで、次の質問ですけれども、近隣市町村では、防犯カメラを公費で設置したり補助金を出したりして積極的に防犯対策を行っているところでもあります。当村はこのような近隣市町村の動向をどのようにに考えているのでしょうか。

村長 防犯カメラの設置についてでありますけれども、ご承知のように、自治体や商店街、そして公共施設等で設置する防犯カメラを対

象とした条例の設置条例であります。全国で47市町村とお聞きしております。また、自治体が設置する防犯カメラのみを対象とした条例設置は、30の市町村が設置をしようと、手元にそういった資料を私の方で持っております。防犯カメラのメリットについては今議員さんからの説明がありましたし、デメリットもお話あった通りであります。そうした中で、公共施設への設置についてはやはりこれからは必要になってくるのではないかと考えは持っております。また、村民の皆さんからも防犯カメラの設置についてご意見も出てきておるのも現実であります。そうしたことについても、先ほど言いましたように様々な課題がありますので、村が一方的に設置していくのは非常に難しい状況にありますので、その辺はしっかりとご意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

それから、近隣自治体についても、今言われたように愛知県安城市はじめ、刈谷市の辺、それから豊根村ですとか阿智村、そ

れから一部役場みたいな公共施設のみ付けるという市町村がありますが、それはそれで市町村ごとの様々な状況、考え方にもありますので、私の方で一概にそれに対してコメントすることは控えるわけでありませうけれども、必要であれば、設置するようになれば村も補助金という制度も必要になってくるかもしれないし、まずはその必要性等について村民の皆さんの意見を聞きながら、あるいは公共施設への設置についても今後検討していく必要があるのではないかと今考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

議員 人口800人という小さな根羽村でありますけれども、先ほど村長言いましたけれども、防犯カメラ設置についてはメリット、デメリットがあります。やはり総合的に判断して慎重に進める必要があるかとは思っております。やはり住民の意見を十分に聞き、村全体の合意形成を図っていくことが重要であると思

はなく、他の防犯対策も合わせて検討することで、より効果的な防犯対策を行ってほしいと思います。

ぜひ、設置に向けて、安全、安心な暮らしができるよう、村民の意見聞きながら前向きに考えていただきたいと思

●南海トラフ地震に対する防災対策について

2点目の質問に移ります。8月8日午後4時43分、日向灘沖を震源とする地震が発生し、日南市で震度6弱などを観測しました。日向灘沖で発生した地震により、怪我や住宅の損壊など被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。さて、気象庁はこの地震発生を受け、今後1週間程度は巨大地震の可能性が普段より高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を發表しました。通常の生活を送りながら、備蓄品や避難経路など地震への備えの再確認をお願いいたしますというものでした。そして、8月15日17時をもって、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意發表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけが終了

しました。しかし、大規模地震の可能性がなくなつたわけではありません。災害への備えを再確認していただくとともに、継続した取り組みをお願いします、というものでした。そんな中、

8月19日午前1時前、茨城県北部を震源とした地震が立て続けに発生し、このうち午前0時50分には日立市で震度5弱の揺れを観測しました。いよいよ南海トラフ地震が来たかと思わせるようなタイミングでありました。それでは、質問に移ります。南海トラフ防災対策推進地域、根羽は指定されています。

具体的には国からどのような対応をするように指示が来ていたのでしょうか。総務課長をお願いします。

総務課長 長野県内でありませんが、佐久地域、諏訪地域、上伊那、下伊那、木曾地域で、当村を含めて34市町村が南海トラフ地震対策推進地域に指定されており。

市町村に求められる対応といたしましては、長野県の防災計画に示されており、南海トラフ地震臨時情報調査中、発表時の段階では、配備体制を取った上で、

情報の収集及び伝達、住民等に密接に関係のある事項の広報をするとなっており。また、巨大地震注意報等の発表時では、調査中、発表時に加え、後発地震に對して注意する措置の実施を行うとなっており。

また、巨大地震警報、警戒等が発表された場合には、さらに災害応急対策にかかるとなっており。

具体的には、迅速かつ的確な情報の収集と伝達、避難対策について検討する必要があるという風に理解しております。

また、こうした情報が発表された時に、各家庭で慌てて備蓄品の用意や家具の固定をすることがないよう、日頃から地震の備えについて住民1人1人が意識できるように周知するというのも村の責務だと考えております。

議員 結局、国からの指示に従って具体的にどのような対策を取ろうと計画を策定しているのでしょうか。

総務課長 県の防災計画に示した対応を適切にするという前提でございますけれども、現在、現行の防災計画の

見直しを進めております。その防災計画を見直す中で適切な対応ができるよう策定をしていきたいと考えております。

議員 見直している計画を村民に知らせるということはないのでしょうか。

総務課長 新たに防災計画ができた際には、村民の皆さんへ周知をいたします。

議員 今後、南海トラフ地震臨時情報が出た場合の対応について、愛知、岐阜、三重3県の市町村では半数近くがすでに具体的に対応を見直したか、見直す方向で検討しているというニュースが8月の19日に流れました。根羽村としては今見直しているというような話ですけれども、具体的にどのようなことで対応されているのか、ちよつと詳しく教えてください。

総務課長 今申し上げた通り、内容について見直しをしておりますので、まだ具体的にこうというものは定まっております。今申しましたように、防災計画を作る過程にありまして、長野県をはじめ近隣自治体の情報も注視しながら、防災計画策定時には最適な対応ができるよう

な体制を作っていくかと思っておりますので、お願いいたします。

議員 今の質問等に関しては、また後ほど別の議員からまた別の視点から質問があればと思っておりますのでここまでにしておきますけれども、別の視点から。南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒が発令された場合、事前避難対象地域に住んでいる方は指定避難所や安全な親戚宅に1週間避難する必要がありますが、当村では事前避難対象地域はあるのかどうか、あるとしたならどのくらいの世帯人数がいるのか、村としてはその方々がどのような動きをするのか見通しを持つているのか。また、対象地域の住民はそのことを理解しているのかどうか。どうでしょうか。

総務課長 長野県におきましては、当村を含め、事前避難対象地域に指定されたという実態がございません。

議員 平成25年3月18日発表の被害想定によりまして、根羽村は震度5弱から震度6弱、長野県の死者50人、負傷者2000人となっております。村としては、南海トラフ地震が発生した場合の当

村における死傷者数や倒壊家屋をどの程度あると予測しているのでしょうか。

総務課長 村の独自の被害想定ではございませんけれども、県の方で被害想定したもので、根羽村のものになりますので、それを参考とさせていただきます。

その内容でございますけれども、南海トラフ地震にありましては様々なケースが想定されておりますので最大の想定ということになります。建物が倒壊に繋がりますが、揺れを要因としたもので半壊が60棟、土砂災害によるもので全壊が10棟で半壊が30棟、人的被害については、建物倒壊による重傷者10名という想定がされております。

議員 8月の9日の日に自主防災組織リーダー会議が開催されました。南海トラフ地震臨時情報が出されていながらも関わらず、その点について村から先に説明がその時には一切なかったんじゃないのかなと記憶しております。この会議の冒頭に具体的に説明すべきであったとは思いますが、どうお考えでしょうか。

総務課長 ここに関しましては、広報を使いまして、村民の皆さんに周知をしたというところでございます。会議の冒頭でのご説明、ご案内がなかった点については、不手際があったという風に述べさせていただきます。

議員 当村における死傷者数、倒壊家屋、先ほどお話があったわけですが、その予測を自主防災組織リーダー会議あるいは区長などに知らせてはどうかというふうなことを提案したかと思えますけれども、その折にその段階では必要があるなら情報を出しますという回答であったかと思えます。こんな時期だからこそ、積極的にそのような情報開示をし、村民に情報を行っていただくのが適切かと思えますけれども、どうでしょうか。

総務課長 先ほど申し上げました日頃からの備えを周知していくという中で、そういう中において被害想定を加えてお知らせしていくということも検討していきたいと思えます。

議員 最後になりますけれども、やっぱり様々な情報

を村人に伝えていってほしいなど、そんな風に思いますが、備蓄品に關しても後ほど他の議員から話があるかと思えますけれども、区が必要かどうかではなく、村が最悪の場合を考えて各地区の公民館や避難所などに備蓄品がある程度準備しておくことが大切であると思えます。区が必要がないではなく、村が必要であるという強いリーダーシップを持って臨んでいっていただきたいと思えます。最近の各地区の災害情報を聞いていますと、道路が寸断されて孤立する地区がかなりあります。今年の1月1日に発生した能登半島地震では、現在も避難生活を余儀なくされている人がいます。まだ家が復旧しておらず、水道も通っていない、建物などの解体も進んでいないという声も多くあります。当村でも同じようなことが起きないとは言えませんが、そのようなことへの対応も含めて考えていただきたいと思えます。

◆片桐康孝議員

●新運転免許制度の村への影響と対応について

議員 新運転免許制度の村への影響と対応について質問させていただきます。当村のような中山間地にある村におきましては、毎日のように車やバイク、こういったものに頼らざるを得ないのが現状でございます。その際に必要なのが運転免許証でございます。この運転免許証は、その時代に

に応じて様々な変化をしつつ、また運転枠の制限も狭まれてきています。その中でも大きな変化に挙げられるのが、平成3年に設けられたオートマ限定免許、平成29年3月に設けられた普通免許におきましては、最大積載量を2トン未満という非常に厳しい制限が設けられております。これは当村に限らず、社会全体に大きな影響を与えていることは言うまでもありません。当村の公用車にも様々な問題が生じていると思われることから、以下の質問について村長に伺いたいと思えます。最初に、役場で使用されていますが、普通車、トラック、オートマ限定の免許の保持と申しますのは主には消防車が該当になりますが、あ

るいはバス等があります。トラック、バスのほとんどがマニュアルトランスミッションでありまして、若者の間ではオートマ限定免許の取得率が上がっており、または免許すら必要としない若者が増えていることから、採用段階ではどのような対応を取っているのか、村長にお聞きしたいと思います。

村長

議員のおっしゃった通り、運転免許取得においてはオートマ限定あるいはマニュアルの選択ができるというような形があります。公用車に限らず、マニュアル自動車の免許をお持ちという方も多くいるところはお聞きしているところでございます。まず、職員採用の条件といたしまして、自動車運転免許についての条件は特に定めはないわけでありまして、ただし、受験申込書の提出の際において、その段階で自動車運転免許の有無及びオートマ限定の有無について記入をいただくと、そういった形になっております。また、オートマ限定の免許の保持職員については、おっしゃる通り、マニュアルの車、結

構多くありますので、採用後できるだけ早くマニュアル運転免許証への限定解除をお願いしているのが現状であります。その際には、費用は個人ですけれども、職務免除扱いの対応として限定免許を解除していただく、そういった取り扱いをしております。また、運転免許証を所有していない方の応募は現在ないわけでありまして、ご承知のように、当地においては運転免許証は必要不可欠なものでありますので、そういった場合がある場合は取得をお願いしていきたいと思っております。

議員

明確な回答だったと思えます。村長のおっしゃる通り、運転免許は個人で取得し、個人で管理するものであることは言うまでもありません。一般企業においても、採用段階では要普通免許、あるいはオートマ不可、あるいは可などの採用条件を設けていることも事実であります。当村においてもそのような条件を、今後の課題、あるいは見直しについて検討いただければと思えます。また、10人乗りの例を挙

げればハイエース等があり
ますけども、議会出張時
は度々使われるわけでござ
います。議員が8人、運
転手プラス引率がつきます
と定員が10人でジャストサ
イズなのですが、10人乗り
の車に10人というのは大変
狭く、缶詰状態の感があり
ますので、コースター等の
運転のできる体制も今後の
検討課題としていただけれ
ばと思います。次の質問に
入ります。村所有の消防車、
これは中央地区に1台ある
わけですが、2ト
ン以上の車両があることか
ら、新免許制度以降、取得
の代には運転することがで
きません。現在は年配、年
配の団員の方が運転できる
のですが、団員が減少
する中、運転ができない消
防車があるということは重
要な問題ではないかと思
いますが、村長はどのよう
にお考えでしょうか。

ますように、準中型自動車
として新設されて、これに
対応する免許といたして準
中型免許が新設されたとい
うことは皆さん既にご承知
のことと思います。ただし、
改正前の普通免許または中
型免許を受けている場合に
ついては、改正後も同じ範
囲の自動車を運転すること
ができることはなっており
ます。ちよつと資料古い
んですが、令和4年度の村
で消防団への、消防団員の
調査によりまして、消防
団員のうちポンプ車の運
転ができない団員が6名、
それからオートマ限定の免
許保持者が2名という、そ
ういった調査結果でありま
した。団員の減少とともに、
こういった免許については
非常に重要な課題であって
おるということは認識して
きております。消防団活動
に必要な自動車の運転免
許証の取得については、費
用の一部を補助する自治体
も増えてきているわけであ
ります。先ほど議員さん
もおっしゃったように、運
転免許証が、個人の資格に
関する部分でもありますけ
れども、補助することへの
是非の意見等もあるわけで

ありますが、補助する条件の
厳格化等、しっかりと検討
する中で、今後、消防団とも
協議しながらこの免許につ
いては検討していきたいと
考えているところであります
ので、よろしくお願いいた
します。

議員 中央地区にある消防
車でございますが、現行の
免許制度で言うと、村長が
申し上げた通り、現免許証
制度で言うと中型免許は必
要にならうかと思えます。
準中型免許は経験年数なし
で取得することができると
から、消防団においても
今後の検討課題としていた
だければと思います。次の
質問になります。近年、原動
機付自転車、以下原付と言
わせていただきます。につ
きましては多様化が大変進
んでおりまして、一昔前
はなかつた乗り物が次々と
販売されておりまして。例
として挙げさせていただきます
すと、電動キックボード
あるいはモペットなるもの
が免許が必要なものから不
要なものまで混在してお
るわけですが、このよ
うな乗り物に対して、ナン
バーを管轄する担当職員に
はそれなりの知識が求めら

れるわけですが、そういつ
た教育がどの程度なされて
いるのか、お聞きしたいと思
います。

村長 原動機付自転車につ
いては、議員ご指摘の通り、
これまでのガソリンエンジ
ンによる車両に加えて、形
状は今おっしゃられたよう
に様々でありますけども、
電気を動力とする車両も軽
自動車税の課税客体となっ
てきておられるわけであり
ます。村では、こうした新た
な形の原動機付自転車に、自
転車等については申告書の
内容でしか形状の確認等を
適切に行って、国や県から
の情報提供を踏まえて課税
客体として適正に課税をし
ていくように心がけ、対応
しておるところであります
ので、よろしくお願ひ申し
上げたいと思えます。

議員 例えばモペットであ
るとかキックボードだ
とか、そういったものの免許
を交付する際には車両を持
ち込んで検査をするとか、
そういうことはないわけ
ですか。

ていただいて、そこで確認
させていただいたという
経過もあります。ここでの
ルールは決まっております
けど、今話がありました、申
告書をしっかり見せていた
だき、できれば形状を見
せていただいて、適切なナ
ンバーを発行したいという
思いであります。

議員 時折、ニュース、新聞
等で電動キックボードやモ
ペット等による事故を見
かけますが、免許であつた
りヘルメットの着用もし
ない、あるいは2人乗り
であつたり、本人の自覚不
足から来る痛ましい事故が
多く見受けられております。
そのほとんどが知らなかつ
たと答える方がほとんど
です。村内では今おっしゃ
った通り1台あるというこ
となんですけど、あまり見
かけませんが、今後こう
いった乗り物が普及する
ことは十分考えられること
です。文書による回覧あ
るいは周知をしていくこと
が望ましいことではないか
なと思えます。

◆片桐雅浩議員

●地震、災害の対応など
について

総務課長 現状ですと、確
か1台該当する車両が電
動のものだと思っていま
す。それは実際に持つてき

議員 8月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、これを受けて気象庁は初めて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を発表しました。

これを聞いた多くの人が水や食料、防災用品を一斉に買い足したために、一時的に商品が品薄になり、商品の購入点数がかけられるなど、各地で混乱が起きました。また、8月末の台風10号、各地で多くの被害をもたらしました。

線状降水帯の発生による時間100ミリを超える大雨で、土砂災害をはじめ様々な災害が起きました。

根羽村でも、いつものような地震災害が起こるかわかりません。こうした事態に対応するためにも様々な準備が大切であると考えますが、村の防災対策について質問させてもらいます。

事務報告書等に記載があるものがありますが、村民の方への周知の意味もありますので、改めてお答えをいただければと思います。

まず1つ目に、大規模災害が発生した場合、村が完全に孤立した時、現時点で何人分の水や食料が何日分

ぐらい取得してあるのでしようか。お答えください。

村長 それでは現在の備蓄品の状況についてお答えをさせていただきますと思います。村では、災害の備蓄品については、水では1人1日2リットルあたり、また食料に関しては、アルファ米を1日1人3食分を1000人分、3日間分を目安に現在保管しております。

現在、目安とする備蓄品の数量は、これは数量を確保できておりますけれども、今後、消費期限を迎えてくるわけでありまして、その備蓄品の更新を適切に実施していく計画となっております。

また、備蓄品の具体的な数量でありますけれども、アルファ米でありますがお米が7種類あつて、1万3500食分、水の500ミリリットルが6000本、2リットルが744本、現在自給している状況であります。

議員 女性用の生理用品、幼児の紙オムツ、ミルクなどの備蓄などはあるのでしょうか。また、衛生用品などの備蓄は他にありますか。それ以外に何か備蓄さ

れているもの等があれば教えてください。また、仮設トイレや非常用電源は確保されているのかも合わせてお聞かせください。

村長 生活備蓄品等の状況であります。まず、1点目の女性用の生理用品、幼児用のオムツやミルク等の備蓄については、現状ではない状況にあります。

ただし、必要性は十分認識しております。こういったものを取り扱う事業者とも数年相談しながら、使用期限の問題等々、課題もあるわけでありまして、そういった期限後の取り扱いを含めて、管理体制をしつかりとした上で、これについては早急に整備をしたいと思いますところでもあります。その他の備蓄品であります。簡易トイレとして100回分使えるものが40箱、それから避難所の段ボールの間仕切りであります。これが150組、また段ボールの簡易ベッドが150組、毛布が410枚、また、床に敷くマ

ルチシートであります。これが29巻を備蓄している状況であります。また、発電機については、村で2台確

保しております。そして、各地区において、日赤の補助事業等を活用して公民館に整備した地区もあるのが現状であります。

議員 女性用のそういったもの、ぜひ対応していただけると本当ありがたいと思いますので、早急に対応していただきたいと思えます。また、このような備蓄は、現在、今何か所、どこにあるのでしょうか。それらはまた均等にそういった物資が配置されているのでしょうか。また、今後そういった防災の倉庫等を増やしていくつもりはあるのかどうかをお聞かせください。

村長 防災用品の備蓄場所ではありますが、旧保育所、それからトレーニンングセンターの横の倉庫、それから義務教育学校の旧中学校等の一部の部屋をお借りして、それからこの役場やまあいホールにそれぞれ備蓄をしてあります。また、災害によっては車両が通行できないことも考えられますので、今後分散して保管する必要があります。また、消費期限等の管理等の問題もあり

ますが、先ほど別件で質問もありましたが、過去は公民館に置いた件がございますけれども、消費期限等の関係等々もありますので、そういった部分も含めて公民館への配置も今後考える必要もあるかと考えております。さらに、もう1点であります。今年の1月23日ありますが、下伊那西部三村と豊根村合同で、災害発生後72時間を被災者が過ごせるための物資を入れた備蓄用の箱、これ民間のであります。G72ボックス、これの受け入れに関する協定を東京に本部のある民間組織、ミューチュアル・エイド・セオリーと締結したところであります。この災害のボックスについては、1人分のレトルト食品や飲料水ですとか、男女を問わず、医療ですとか簡易トイレ、それから衛生用品等が納められているわけがあります。まだこれ、根羽村内の配備はないわけでありまして、相手側の準備が出来次第、人口の1割をカバーする備蓄品が村に納入されるという、そういった内容になってございます。この取り組みについては全

国で始まったところでありまして、災害が発生した時には、この協定に締結した団体でそれぞれのボックスを融通しあうっていうような仕組みになっておりますので、こういった部分については村でも大きな期待をしておるところでありますので、早急な整備がされるよう、また関係機関にも要望してまいりたいと思っております。

議員 実際どこでどんな風

になって道が通れなくなってしまうことかも考えられますので、そういった場所を整備することを考えていっていただきたいと思えます。異常気象が当たり前になっていまして、それに伴う線状降水帯の発生で、何10年に1度と言われているような豪雨災害が、もはやいつどこで起きてもおかしくない状態になっていきます。村でもしっかりと対応していただきたいと思います。非常食や防災グッズなどは個人で用意しておくのが基本であると思いますが、自宅が倒壊したり、様々な理由でこれらを持ち出せない場合も考えられます。高齢者の方にはこ

うしたものを準備することが大変な方もおられます。南海トラフ巨大地震が大きい被害が広範囲に呼ばば、村への救援、救助、援助はいつになるか全くわかりません。新たに防災計画を作成されるということですが、国の指針等もあると思いますが、村が3日以上完全に孤立した場合の想定をした防災計画、また村民、そういう時の物資、村民への広報、そういうことを改めて考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

村長 おっしゃる通りだと思います。あらゆるケースを想定して、そういったものを防災計画等に反映していきたいと思っております。

議員 高齢者や持病を持つた方の中には、毎日の薬が欠かせない、なければ命に関わるような人もおられます。災害時、お薬手帳は大切で、受診ができない場合でも、手帳でいつも飲んでい

ない場合もあります。災害救助法が適用されると、災害処方箋という制度が利用できる、お薬手帳がなかったり病院が閉まっている場合でも災害処方箋が発行され、医師が薬を調剤してくれるそうです。こうした時に、行政でも薬を毎日服用しなければならぬ方々の情報をデータベースで持っているれば、よりスムーズに活動ができ、薬の調達も早くできると考えられます。

議員 個人情報であり、知られたくない方もいると思えます。趣旨を説明し、この取り組みを理解されて、任意で情報提供を希望していただ

ける方のみデータを作成すればいいと考えますが、根羽村では、小さな自治体だからこそできる取り組みだと思えますが、行政の負担も軽くなると思えます。この辺についてはいかがお考えでしょうか。

で、非常に厳格に管理されなければならぬものでありまして、村がこの情報を把握して対応するということは、基本的に非常に難しい状況であることはご理解いただきたいと思います。ただ、本人やご家族の方が、こういったお薬手帳があれば、すぐ発行されたり、災害処方箋はその現場でも医療機関があれば発行していただくまでも、できる

議員 出しの中で、本人が持ち出せない場合は、ご家族の方が管理していただくとか、

持ち出せるような対応もここにお願いできればと思えます。また、今後、非常に難しい問題を含んでおりますので、少し色々な部分で検討をしながらと思えます。で、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

等の手間も省けますし、その時に怪我をされている方、具合が悪い方だけを対応すれば良くなってくるということも考えられるように思います。持病があるが非常時だから我慢しなければいけない、そういうようなことを極力なくすためにも、災害時の薬や医療支援を村としてもしっかりと今後考えていっていただきたいと思えます。

議員 巨大地震が起きた時、それに伴う火災の発生が懸念されます。現在、消防団員の数が減少しており、45名という団員数だと思えます。また、有事の際に活動していただけの消防協力員10名、地域協力員58名の方の登録があるそうです。現在、消防車両が10台あるそうですが、有事の際、消防車両を運転していいのは現役の団員だけということになって

います。しかし、この人数でこれだけの機関を維持するのは無理だと思えます。いざ有事の際に協力員が車を運転してしまえば様々な問題が発生します。これらを事前に問題解決しておく必

要があると思いい、次の質問をします。今現在、火災が発生したとした時に、昼夜であつたり、休日、平日などの状況にも異なりますが、おおむね何名の団員がすぐに出動できるのでしょうか。

村長 現在の消防団員数は45名、また協力員は10名、そして地域協力員が58名で、先ほど議員さんおっしゃられた通りであります。

火災発生時の団員の出動状況については、曜日ですとか時間帯によってそれぞれ状況が全く変わってきますので、一概に今何人出れるっていうことはこの場ではちよつとお示しすることはできないわけでありまして、特に昼間においては外へ出られてるんで、非常に少ないという理解はしてございます。また、平日の昼間の火災については、役場の嘱託班が覚知次第直ちに出動する体制を取っておるわけでありまして、これについても常時体制を整えてるわけじゃありませんので、出張等によって人がおられない場合もありますので、変わってきますので、これについても人数を見込むのは非常に難しい状況ではあり

ますので、ご理解いただければと思います。

議員 今、人数がなかなか把握できない、非常に少ないということですが、根羽の中で車両は各地に配備されておるわけでありまして、そうなった時に、有事の際、優先的にどれを出動させるのか、団員はどこに集まるのか、そういった行動指針みたいなものは決まっておるのでしょうか。

村長 これについても、火災時には、各班の団員の招集状況にもよりますけれども、出動できる車両から出動しておりますので、優先的にどの車両が出てくるということとは特に決まりはありません。

また、団員についてはこれも基本的なことでありまして、所属する班の消防自動車の対応をすることとなっております。状況でありますので、ご理解いただければと思います。

議員 そういうことはわかるんですが、そうしていくと、出動がどんどん、どんどん遅くなつていってしまうということも懸念されまます。消防協力員の方からも、有事の際に協力員で動かせ

る機関があるといいといった意見があります。現状では、協力員の方が村で働いている等の理由により、早く出動できる場合も考えられます。そうした時に、少しでも早く消火活動を行うことが何より大切になってきます。現状では様々な問題があり、協力員は車両を運転できないことになっていきますが、規定を見直し、協力員の活動がスムーズになるようにするべきだと考えます。これは消防団だけでなく、村が積極的に議論を先導し、消防委員会も含め、速やかに早急に結論を出すべき課題だと思えますが、いかがでしょうか。

村長 消防車両の運転についてであります。村から委嘱されている消防協力員さん、また地域協力員の方が運転された場合の事故等についてもこれは保険が適用されることになっておりますので、運転すること自体には全く問題がないと理解しております。ただ現状として、消防団としては通常管理を行っている消防団員の活動が支障ないよう、原則として一応2名以上の団員もしくは団員を含

めた複数名で出動するとうような申し合わせと申しますか決まりを作つて運用しておつていただきます。これはあくまで原則でありまして、緊急時には消防協力員さん、地域協力員さん、今おっしゃられた通り、1番地元における可能性が高いものから、そういった皆さんの応援が絶対的に必要であると思つております。特に火災等の緊急時には、消防署、消防団を含めて、より効率的な活動がスムーズに行えるよう、消防団の皆さんの意見をしっかりと聞く中で、より実践的な方向に進めていければと考えております。

また、消防協力員さんとか消防地域協力員の皆さんも、こういった、消防車を動かしていいとか、という情報をもう一度、消防団も含めて共通認識として持つていただいて、自分たちも出ていけるといふような、そういった認識を取るのには必要であると思つたので、これについてもまた消防団等々とお話をする中で、もう一度早急にやつてもらつて、実際出てもらわなくては困りますので、そ

こは特に決まりとかそういうものではありませんので、みんなが共通認識を持つていただければと思つております。よろしくお願ひいたします。

議員 村長さんの言われる通りだと思いますが、限られた人員で、どのような活動をすれば最大限の成果が得られるべきか、検討していかなければなりません。現役の正副団長さん、団員の意見が最優先されなければいけません。その上で、消防活動をより円滑に進めるため、協力員にもきちつとした役割分担や行動指針を示さなければいけない時期に来ていると思つます。

いざ有事の際に協力員が消防車に乗つて出ていってしままい、現役団員が困つてしまふなどといった事例を起ささないためにも、しっかりと今後検討をしていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

◆三浦寛本議員

●根羽村の防災計画及び危機管理体制について

議員 根羽村の防災計画及び危機管理体制についてお聞きします。今年元旦に発

生じた能登半島地震による甚大な被害、8月の南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の発表、各地で起きているゲリラ豪雨、線状降水帯による過去に経験したことのない記録的な豪雨等、多くの自然災害が日本各地で多発しているところがございます。根羽村でも、いつこのような災害が発生してもおかしくないような中、村の防災計画では、地震等の自然災害が発生した時、どのように村民は行動を取ればよいのか、また、村の対応、危機管理体制はどのようなになっているのか。

また、令和3年に配布されましたこの防災タイムラインの内容等、よくわからない状況であるように思われます。そこで、以下の質問をいたします。初めに、村の防災計画は、最近ではいつ更新され、これは公開されているのか。

ゲリラ豪雨、南海トラフ地震等の対応も含まれたものとなっているのかどうかをお聞きます。

す。これには、東海地震の情報だけで南海トラフは現状では入っていない状況になっております。また、冊子になっておりますので、住民広くという状況にはなっていない状況になっております。村でも、この防災計画の更新は課題であるといったしまして、平成の終わり頃から見直し作業に入り、更新案を作成した上で長野県に事前協議を行い、内容の確認、指摘をいただいたところまで進んでおりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の発生によりましてさらに大幅な改正が必要となったということで、策定作業が遅れているという状況でございます。

議員 平成12年にできたものというのはいわゆる赤本といつたものだったように私も記憶しておりますが、なぜ今、令和にもなりました、平成は30何年まであったんですけれども、なぜ着手でできなかったかというのがちょっと不思議でなりませんけど、その辺どうなんでしょうか。

総務課長 今申し上げました通り、課題であるということで見直し作業にも入っ

ております。県の防災計画ですとか近隣町村の防災計画を参考にしながら原案というものができておりますので、進んでいるという状況となっております。

議員 これは平成12年にできたということで、公表はされていないという理解でよろしいですね。次の質問に行きます。各関係機関との連携はどのようになっていくのか。警察署、消防署、自衛隊等、近隣市町村では、各関係機関と合同会議を行い、防災計画の作成をしているとお聞きしましたが、根羽村ではこういった合同会議等は行われているのでしょうか。

総務課長 防災計画の策定にあたりましては、根羽村防災会議条例という条例に基づいて事務を進めてまいります。

けない問題だと思えます。そんな中、次の質問でございますが、更新されている防災計画の内容等、これは平成12年にできたものですんであれですけども、村民は閲覧可能であるのか、また今後できるであろう村の防災計画を閲覧できるのか、また、これを村のホームページ等で一般の人が見れるかどうか、そのような作業はするかどうか、お聞きしたいと思えます。

総務課長 現行につきましては、先ほど申し上げた通り冊子になっておりますけれども、防災計画が更新された場合には、ホームページでの閲覧を含め、村民の皆様はもちろん、多くの方にご覧いただけるような形を取りたいという風に思っております。

議員 今の方々は、スマホでの閲覧、またインターネットでの閲覧等が主になっておりますので、是非、計画ができた際にはそちらの方に移行するようにお願いしたいと思えます。何にしても、平成12年からやってなかったというのには信じられないのが今の感想でございます。

議員 気象情報等の発信源及び防災倉庫等の施設の管理は適正になされているか。初めに、大雨、台風等による雨量の状況、特に1時間雨量、連続雨量の確認、今年のような猛暑の日の最高気温など、気象情報を知る手段としてケーブルテレビによる気象情報は村民の関心が高いと思えます。そこで、気象情報を測定する機械等のメンテナンスは年間どれくらいやっているのか、計測器の点検、正常に動作しているかの確認方法等、どのようにやっているか、お聞きしたいと思えます。

総務課長 まず、機械の方でございますが、周辺でございますいますけれども、全庁的に職員が不足しているという状況になりまして、周辺の維持管理について定期的に行っているという状況には至っておりませんけれども、支障となり運用ができないという状況になるように努めておるところでございます。また、機器の運用につきましても、定期的にと

いう状況にはなっておりませんが、関連する会社がありまして、そのこととの連携を取りながら、機器の

更新も含めて検討していきたいという風に思っております。

議員 先ほども他の議員もおっしゃっていましたが、頻発するゲリラ豪雨、線状降水帯による豪雨など、ほんとに今、日本各地で災害が多発しております。そんな中で、人員不足であるとか検討するといったような悠長なことは言っていない、1年に1度くらいは計器等のメンテナンスを行うようにやっていただきたいと思っております。また、これあんまり見せたくないかつたんですけれども、この写真に発信する発信源の周辺の写真です。これ、始め撮ったのが7月27日です。そして最近、昨日ですね、昨日撮った写真はこちらです。よろしいですか。このように周辺が草で覆われております。こんなことをやっていて正確な情報が発信できるのか。また、前の全協にもご提案させていただきましたけれども、施設の見回り等を週に一遍はやったらどうかというような提案をさせていただきますました。その施設の見回り等はどのくらいの間

隔で行っているのか、お聞きしたいと思っております。

総務課長 施設の前のつきましては、先ほど申しましたように、定期的にといい状況には至ってないという状況でございます。今おっしゃられました観測地点につきましては承知をしております、維持管理を依頼するよう今進めておるとい状況でございます。また、現実的には、設備の周辺に関しては、雨量計が高いところについており、直接影響するものではないと思っております。いずれにしても、維持管理については適切にしないといけないと思っておりますので、今後実施していきたくと思っております。

方はいると思っておりますので、ぜひこれ、トレセンに行ったらこれ1番最初に目につきます。こんな状況で本当に正確な情報が流れてるか、って村民は必ず疑うと思いますので、ぜひ定期的に草刈り等やっていただいで、周辺を綺麗に整理をしていただいで、安心安全なことを情報発信できるようにやっていただきたいと思っております。次に、防災倉庫の管理状況をお聞きします。倉庫に保管している在庫確認をどのくらいの間隔で行っているのか、特に消費期限等がある食品の点検はきちんと行っていて、データ等で管理されているのかどうか、お聞きします。

総務課長 防災倉庫にございます水、食料については消費期限ごとに管理をしております。それを踏まえた上で、去年、今年と消費期限の切れたものについては希望者に配布をしているということを行なっております。

議員 先ほども言いましたように、この状況で、村にこれだけの備蓄品があるといったものもホームページ等で確認できる、または定期的に広報ねば等を使っ

て住民に周知をする、これはとても大事なことだと思いますので、必ず行っていた方がいいようにお願いしたいと思っております。また、こちらの写真です。これは旧保育所の防災倉庫の周辺です。こちらもうそうです。この2点の写真も、私、これも7月27日に撮りました。で、先ほど村長が言いましたトレーニングセンター横の防災倉庫です。入口にこんなに雑草が生えています。有事の際に職員等が物資等を運搬に行った時に、この雑草のせいで職員が怪我をしたりだとか運搬に支障が起きるといことは想定されます。この非常時の際に物資を運搬するに支障をきたすとと思われる周辺の草刈り等は定期的に行っているのかどうか、こちらの方に関してもお聞きします。

総務課長 そちらに関して、定期的に行っているという状況ではございませ

すので、确实に行ってください。もしほんとに有事の際は、起きた時に、職員が物資を取りに行った時に怪我したら誰が保証するんですか。その辺をよく考えていただいで、周辺整備を、簡単なことです、草刈りをやるだけのことです。必ずやっていただきたいと思っております。災害が発生してからは遅いので、日頃の管理体制をよく強化し、早急に対応していただき、村民への十分な情報提供をお願いしたいと思っております。次の質問に入らせていただきます。

村長に質問いたします。根羽村の公の施設である田島森沢にある、ふるさと交流機会施設及び研修会施設について質問いたします。この施設の指定管理者である根羽村観光協会が12月をもって解散するとお聞きしました。今年3月に行われました。全員協議会で協議された際、村長の答弁では、指定管理者はきちんと仕事をを行うということで、議会としても承認をし、議案を可決したと思っております。しかしながら、観光協会解散というところで、この施設等の管理運営をどのようにして

行うのか、また、観光協会でも働いてる方の身分保障、今後の指定管理者の変更及び村の観光事業をどのようにして進めていくのか、また、指定管理を依頼したこの指定管理者への任命責任をどのように考えているのか、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

村長 現在の観光協会が法人化されたのは、令和3年の4月1日であります。観光協会、ご承知のように、従来、任意団体として活動しておりましたけれども、時代の変化とともに資金面の問題等でそのままの観光協会として活動がうまく行われづらい状況にあったわけでありませう。そうした中で、観光協会の法人化を行うことで、様々な補助金等を活用して観光の振興を図る目的で現在の観光協会が設立されました。ご承知のように、一般社団法人として観光協会が発足しまして、会長以下理事の皆さんで協議、運営が行われてきておるところであります。今年の7月の2日でありますけれども、観光協会の総会が開催されました、その中で、今後の事務局の人員費の確保の

問題ですとか、理事会内での合意形成の、合意形成不足ですとか、思うような活動ができなかったこと等から会長から辞任の意思が示されて、後任会長の選出もなく、一般社団法人としての活動ができる状態でないことから解散する決定がなされたとお聞きしておるところであります。ただし、現状では、グリーンハウス森沢の、当時7月でありますので、利用の申し込みがありまして、この12月末を期限に正式に一般社団法人の観光協会を解散したいという申し出があったわけでありませう。12月末で一般社団法人ハウス森沢の指定管理も自動的に取り消しとなるわけでありませうが、村としてはこの宿泊施設は今後も必要であると考えておりますので、早い時期に指定管理者の公募を行う必要があると現在はお考えしております。また、観光協会の職員として、現在、地域おこし協力隊の身分で1名が観光協会に所属しております。その任期が3年間であります、今年の12月の15日が期限となっております。

けであります。この地域おこし協力隊については、任期終了後についてはそれぞれ個々の対応で色々考えていただくことになってるわけでありませうが、たまたまこの方については、現在現場職員の社会人枠の応募をしておいたわけでありませうが、そこに応募されて現在は受験している途中であるということ、現状をお話してできるところはそういった形であります。また、指定管理者への任命責任ということでありませうけれども、一般社団法人として観光協会、継続していただけるのは本当にありがたいかたわけでありませうけれども、法人としての様々な都合があったということ、非常に残念であると思っております。また、今後の観光事業については、今申しましたように、民間主導で一般社団法人の観光協会、これが解散するということは村としても非常に残念でありますけれども、今後何らかの形で観光協会として活動を継続していくことが必要であると考えておるところであります。これからも多くの皆さんに村を訪れて

いただいて、滞在していただいて、またそれぞれ村内の場所で経済が循環する必要があると考えると、現状の観光協会の理事の皆さん、また会員の皆さんの意見もお聞きしながら、どういった組織で継続していくのかがいいの、今後早急に検討していただく必要があると考えております。ぜひ、こういったことも村の皆さんで自分事として一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員 経過等、分かりました。一般社団法人が解散するということは令和3年に発足して2年たらずで、何も形跡もなく、爪痕も残さず、ただ集まっただけというようなお粗末な状況になったことは非常に残念だと思えますが、根羽村、林業立村として、林業を中心にやっておりますが、観光事業としまして、月瀬の大杉をはじめ、茶臼山観光センター、茶臼山のキャンプ場等があります。そういったもの、また、最近全然見なくなりましたが、根羽村発行のパンフレット作成

など、ただ、色々な事業等が手つかずであります。こういった事業を早急に行うためにも、早く、迅速に今後どうしていくかについて、12月解散の後に決めるのではなく、もう実際に動き出して次の観光協会を作っていくくらいに形を作っていくと思います。何にしてもこの解散ということ、村民がすごく関心を持っていますので、本当に何も爪痕を残さなかった、何をやったかわからんような観光協会になってしまいましたが、2度とこういった過ちがないように、村としても補助金を出していただきます。ですので、きちんとした体制が取れた後の補助金ですとか、そういったものを有効活用していくようお願いいたします。



条例

◆根羽村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
国の法律等の改正に伴い条例の制定及び改正がされました。

規約

◆長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
地方自治法第二九二条一の規定により議決されました。

補正予算

◆令和6年度根羽村一般会計補正予算(第2号)
小橋地区村有林主伐事業費等により、6,079万5千円を追加し、総額23億114万1千円余となりました。

◆令和6年度根羽村介護保険特別会計補正予算(第1号)
繰越金を財源に介護給付費償還金として、3,691万5千円を追加し、総額2億4423万3千円余となりました。

◆令和6年度根羽村営バス特別会計補正予算(第1号)
運航委託費用等により、120万円を追加し、総額2,

060万円余となりました。

◆令和6年度根羽村簡易水道事業会計補正予算(第2号)
莫野浄水場水量計修繕費用として215万6千円を追加し、総額1739万8千円余となりました。

決算

◆令和5年度根羽村一般会計歳入歳出決算の認定
◆令和5年度根羽村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

◆令和5年度根羽村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
◆令和5年度根羽村下水道特別会計歳入歳出決算の認定
◆令和5年度根羽村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

◆令和5年度根羽村営バス特別会計歳入歳出決算の認定
◆令和5年度根羽村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
一般会計並びに六特別会計の決算審査が行われ、全七会計について原案どおり認定されました。

報告事項

◆令和5年度根羽村財政健全化判断比率について

人事

◆教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて

小澤寛樹氏・石原久明氏の任命について同意がされました。

◆教育長員の任命に付き同意を求めることについて
柳瀬賢司氏の任命について同意がされました。

請願・陳情

◆女性差別撤廃条約選択協定書の速やかな批准を求める請願
—採択—

人の動き

役場職員の異動

◇任命(10月1日付)
教育長 柳瀬 賢司

令和5年度決算に基づく健全化比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率の公表をします。

指標名	根羽村の数値			早期健全化基準	財政再生基準
	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算		
実質赤字比率(%)	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率(%)	—	—	—	20.0	30.0
実質公債比率(%)	7.1	5.8	4.5	25.0	35.0
将来負担比率(%)	—	—	—	350.0	

※実質公債比率以外はマイナスのため該当なし

各数値とも、基準を下回っています。今後も、経費の節減や繰上償還を実施するなど、健全な財政運営を目指します。

①実質赤字比率

一般会計と村営バス会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したものです。

②連結赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したものです。

③実質公債比率

全ての会計を対象とした元利償還金等や一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められる者等の標準財政規模に対する比率を表したものです。

④将来負担比率

全ての会計と一部事務組合や3セク等を含めた将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表したものです。

中目ビルで 村のこれからを考える ワークショップを開催しました

9月12日に名古屋市中目ビルで「小さな村の生き残り会議 in ナゴヤ」と題したワークショップを開催しました。村と関わりのある方や関心のある方々に声かけを行い、役場職員や村民プレイヤーと共にアイデアを出し合いました。

「根羽村のこの頃」と「ネバーギブアップ宣言2.0」作成の経緯と宣言に込めた意味を説明した後、「根羽村の印象」と「どんな動きがあると良い状態に近づけるか、自分は何ができるか」を考えました。

自然豊かな環境や人のやさしさ、距離の遠さなどの印象が挙げられ、「源」体験の出来る村であること、今までの村との関わりに対して恩返し出来るような仕組み・チャレンジを作ること、今は經由地であるネバーランドを目的の地にするなど、様々なアイデアをいただきました。

本ワークショップで話した内容はネバーギブアップ宣言2.0の想いを受けて作成する「根羽村総合計画」へ反映していきます。



地域おこし協力隊の紹介

やまもと えい すけ
山本英介

根羽村の林業は数十年ぶりにひとつの林分の木を全て伐採する皆伐のフェーズを迎えています。戦後に植えられた木が十分に成長し利用期に入っており、政策としても木材自給率の上昇をねらい生産量の増大を推進しています。皆伐をしたら基本的にはその場所に再び植林し、次の数十年に及ぶ林業のサイクルが新たにスタートするのですが、言い換えればそれは、根羽村の林業にとって、大きな転換期でありまた再出発の季節の到来ということになるでしょう。先日ある山主さんと皆伐地を前にして話した時「またスギを植えるのか?」と聞かれましたが、確かに、それは一度立ち止まってよく考える必要のあることだと思います。またスギを植えても良いですし、もしかしたら、別の選択肢もあるかもしれません。



かな へ たつ や
金邊竜也

協力隊5年目の金邊竜也です。この村に移住してからというもの、どの季節を迎えても新鮮な気持ちで「あ、美しいな」と毎年思います。今年の夏は例年以上に長かったですね。

今年度もケーブルテレビの番組の拡充を中心に活動させていただいております。例年に引き続き今年も

「abn・八十二ふるさとCM大賞」に応募させていただきました。幸運にも映像賞を連続で取っていますが、さて今年はどうなるのでしょうか。テレビでの放送もぜひ楽しみにしてください。

私生活では昨年11月末に生まれた息子がすくすく成長し、家族3人で新しい生活を日々噛み締めるように楽しんでおります。今まで以上の速さで過ぎ去っていく時間ですが、どんどん加速していくんでしょうね。村でみかけたらぜひお声がけしてもらえたら嬉しいです。

今年もどうぞよろしくお願いたします。



西部コミュニティバス

高齢者利用料金の
無償化を開始します

根羽村から阿智村を結ぶ西部コミュニティバスは、昨年度約9,800人の方が利用頂きました。

更に多くの方に利用して頂けるよう、また近年問題となっている高齢者の運転免許証の返納対応などから、70歳以上の方のバス利用料金を無償化することになりました。

対象となる方には、村から無料乗車証を配布していますので、是非ご利用ください。

無料乗車証について、ご不明な点は役場総務課までお問い合わせください。

調整給付金の手続きはお済みですか？

提出期限は、「令和6年10月25日（金曜日）」です。期限までに確認書の返信がない場合は、村は本給付金の支給を辞退したとみなしますので、速やかに返信してください。

郵送の場合、再度確認していただきたいこと

- ・1ページ下部の「氏名」・「確認日」・「連絡先電話番号」は必ずご記入ください。
- ・「通帳等の写し」は必ず添付（貼付）してください。

ジェネリック医薬品を利用しよう

病気やケガで医療機関を受診したとき、ジェネリック医薬品を利用すると、薬代の節約となるだけでなく、医療費全体の増加を抑えることができます。ジェネリック医薬品のことを正しく知って、積極的に利用しよう。

効き目は
一緒に
価格が安い

ジェネリック医薬品は、先に研究開発された薬＝新薬（先発医薬品）と同じ主成分で製造されており、効き目も同じです。新薬よりも開発の費用が低く抑えられるため、新薬よりも3～5割程度安い

ことが多く、長期に渡る服薬が必要な方や複数の薬を飲み続けなければならない方への経済的な負担が軽減されます。

おためし
期間や
工夫

これまで使用していた薬をいきなりジェネリック医薬品に変えることに不安がある場合は、試しに私用してみることもできますので、医療機関や薬局に相談ください。

※ジェネリック医薬品には、飲みやすくするために苦みを抑えたり、形状を小さくするなど新薬よりも飲みやすく工夫されたものもあります。

安全基準を
満たした
安心な薬!!

ジェネリック医薬品は、新薬と同様に国の厳しい審査基準を満たしています。また、品質再評価（第三者が新薬とジェネリック医薬品の品質を評価できる制度）による品質の確認も進んでいます。

使用できない
場合も
あります

すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではありません。

また、医師の治療方針や体質などによっては、ジェネリック医薬品をしようできないこともあります。

変更の仕方

医療機関や薬局に相談しましょう

まずは医療機関の窓口で、「ジェネリック医薬品希望」の意思を伝えましょう。処方せんの変更不可欄に「×」や「V」の記載や医師の署名がなければジェネリック医薬品に変更可能です。服用方法などについては、薬剤師から説明を受けることができます。相談時には、お薬手帳を活用して、お薬手帳は一冊にまとめておきましょう。

※ジェネリック医薬品のくわしい情報は

右記ホームページをご覧ください。

<http://www.generic.gr.jp/>

かんじゃさんの薬箱



柔道整復師・鍼灸師等

にかかるときの注意!!!

正しく施術を受けましょう

柔道整復師・鍼灸師（接骨院・整骨院など）の施術に国保や健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られていますので、ご注意ください。

正しい利用を心がけて、大切な医療費を無駄づかいしないようにしましょう。

柔道整復師

○ 保険が使える場合

仕事中や通勤時以外の急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性傷病の場合は保険が使用できます。

- ◆ 打撲 ◆ ねんざ ◆ 挫傷（肉離れ等）
- ◆ 骨折・脱臼の応急手当て

※骨折・脱臼は緊急時以外では医師の同意が必要

✕ 保険が使えない場合

- ◆ 日常生活の中の疲れや肩こり
- ◆ スポーツなどによる肉体的疲労
- ◆ 神経痛（リウマチ・慢性関節炎など）
- ◆ 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ◆ 脳疾患後の後遺症などの慢性病
- ◆ 仕事中や通勤途上の負傷 など

※全額自己負担となります。

鍼灸師等の施術を保険で

○ 受けられる疾患

- ◆ 神経痛 ◆ リウマチ ◆ 頸腕症候群
- ◆ 五十肩 ◆ 腰痛症 ◆ 頸椎ねんざ後遺症

マッサージの施術を保険で

○ 受けられる症状

- ◆ 筋麻痺 … 筋肉が麻痺して自由に動けないような症状
- ◆ 関節拘縮 … 関節が硬くて動きが悪い症状

— POINT —



接骨院や整骨院などで施術を行うのが柔道整復師です。

「治療」に当たるものですが、エックス線検査や外科的手術、薬剤投与などの医療行為を施すことはできません。

柔道整復師・鍼灸師等による施術費用はいったん全額負担し、あとから申請して一部負担金以外の費用を払い戻してもらうこと（療養費払い）が原則です。

ただし、地方厚生局と協定（受領委任）を結んでいる施設であれば、窓口で一部負担金を支払うことで施術が受けられます。

同意書用紙を提出してください

保険を取り扱っている接骨院・整骨院・鍼灸院には、医師の同意書用紙が用意してあります。この同意書を普段かかっているお医者さんに必要事項を記入してもらい鍼灸院等に提出してください。

必ず領収書を受け取りましょう

柔道整復師等には、領収書の発行が義務づけられています。

マッサージは症状に対する施術

マッサージは傷病名ではなく、症状に対する施術になります。



◇ 医療機関との重複受診はできません。

同一の負傷について、同時期に柔道整復師又は鍼灸師等と医師に重複してかかることはできません。ただし、負傷の状態を確認するために定期的に医師の検査を受けることはできます。マッサージは施術が長期にわたる場合、定期的に医師の診断と同意が必要です。

◇ 「療養費支給申請書」の内容を確認しましょう。

国保を扱っている柔道整復師の施術を受ける場合、窓口で保険証を提示し、一部負担金を支払うとともに、「療養費支給申請書」への署名が必要です。施術内容に誤りがないかをきちんと確認してから署名するようにしましょう。

◇ 施術内容を照会させていただくことがあります。

国保や健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷原因や施術内容などについて照会させていただく場合があります。これは、医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するために行いますので、ご協力をお願いいたします。

注

意

敬老会

令和6年9月13日、老人福祉センターしゃくなげにおいて敬老会を開催し、喜寿12名、米寿4名、記念写真贈呈（91歳）2名の方が出席されました。

喜寿の方へは、お祝い金、米寿の方へはお祝い状、91歳の方へは記念写真の贈呈を村長よりおこないました。

皆さん、これからもご自愛いただき、お元気で過ごしてください。



シニアクラブ ボランティア作業



令和6年9月7日に、シニアクラブの8名の皆さんが根羽学園でボランティア作業をおこないました。

当日は朝8時半頃から作業を始め、中庭周辺の草刈り、体育館の清掃をおこないました。

今年は、根羽村女性会のメンバーと合同で作業をおこないました。

天気が良く、暑い中での作業となりましたが、大変きれいにしてくださいました。作業にご参加いただいた皆さん、お忙しい中、ありがとうございました。

大杉公園遊歩道 整備事業

開始しました

大杉公園裏山にて、大杉公園遊歩道整備を開始しました。

この事業は大杉魅力づくり検討委員会と事業計画を進めており、本年度は延長160mの遊歩道と四阿屋作成、周囲に獣害対策フェンスの設置を計画しています。

10月20日にボランティア作業で獣害対策フェンスの設置を予定しております。花木あふれ、大勢の方に来訪していただける遊歩道を作成していきますので、ご協力して頂ける方のご参加よろしくお願います。

なお、ボランティア作業当日は愛知県の矢作建設工業（株）様も参加します。



名古屋市「Mozo Wonder city」で 南信野菜マルシェを 行いました



9月2〜4日に名古屋市中区「mozo wonder city」で、西部3カ村振興協議会で南信野菜マルシェを行いました。

「mozo wonder city」は名古屋市にある、大型商業施設で年間1,900万人が来場する施設で、今回、根羽村、阿智村、平谷村の各農産物による野菜マルシェを開催しました。3日間の開催でしたが3日とも大盛況でした。ご協力いただいた農家の皆さんありがとうございました。



花木を育てる会が 道路愛護表彰にて 国土交通大臣表彰 されました

8月20日にやまあいホールにて、花木を育てる会の道路愛護表彰式を行いました。

花木を育てる会は昭和59年より発足し、国道153号根羽村地内の歩道や法面の除草・清掃等を広範囲にわたり行っており、地域の環境維持や道路美化に顕著な功績のあった団体として、国土交通省大臣表彰を受賞しました。国土交通大臣表彰は今回が初の受賞となります。

花木を育てる会の皆様、表彰おめでとうございます。





保育所運動会

9月21日(土)根羽保育所で運動会が行われました。運動会の練習は、連日暑い日が続き、時間を制限しての実施でしたが、当日は過ごしやすい気候で運動会が実施できました。練習期間中、園児は帰ってから家で練習をした話や、てるてる坊主を作った話などしてくれ、本番を待ち遠しく感じているようでした。



当日はたくさんの方が応援に来てくださり、普段と異なる雰囲気の中でしたが、元気に堂々と全力で運動会を楽しんでいました。競技はクラスに合わせた内容となっており、園児は競技内容をしっかりと理解し、競技のほかにも入退場、待ち時間、応援などにもしっかりと取り組んでいました。園児の競技だけでなく保護者競技の綱引きや祖父母とのオセロゲームなどがあり、全員が参加し、全員で応援し、全員が楽しんだ「みんなの運動会」となりました。

根羽学園 PTA 魚釣り魚つかみ大会

夏休み直前の7月20日(土)に「PTA 魚釣り魚つかみ大会」が行われました。天候にも恵まれ、計画どおり行うことができました。PTAの方に準備していただいた、たくさんの魚を3つの池の中に放ち、魚つかみを満喫しました。川にも魚が放流され、魚釣りを楽しむ生徒もいました。PTAの方のご厚意で、その場でさばいて炭火で焼いて食べる経験もできました。多くの児童生徒、保護者の皆さんが集まり、たいへん賑やかな楽しい時間になりました。



人形劇が開催されました

8月2日(金)の夜、飯田人形劇フェスタの広域公演(プレゼント公演)で人形劇が開催されました。

今年は「人形劇団あっけらかん♪」の公演でした。会場の皆さんに拍手をいただきながらその場で画用紙を切って作ったうさぎやおおかみが登場する「ちよきちよきバーバー」と、絵本そっくりの人形たちの不思議なお話の「めっきらもっきらどおんどん」の2つお話で笑ったり驚いたり楽しい時間となりました。

多くの皆さんご来場いただきありがとうございました。

ハロウィンジャンボ

当せんのチャンス広がる!

ハロウィンジャンボミニ

5億円 **5千万円**

1等・前後賞合わせて 1等3,000万円、前後賞各1億円

1等・前後賞合わせて 1等3,000万円、前後賞各1,000万円

9月17日(火)同時発売

発売期間/9月17日(火)~10月17日(木) 抽せん日/10月25日(金)

2024年新市町村編成まで 各1枚300円

パソコンやスマホでネット購入!

この宝くじの収益金は市町村の暮らしまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。